

信用保証制度の新たな取組みについて

平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月から、当協会は以下の取組みを進めてまいります。

■ 中小企業の皆さまの様々な場面に合わせた信用保証の取組み

創業や事業承継等に係る保証制度を拡充・創設し、様々な場面に応じたきめ細やかな資金需要にお応えします。

■ 中小企業の皆さまの経営課題の解決や生産性向上に向けた金融機関との連携

金融機関との連携を深めることにより、中小企業の皆さまへの経営支援の強化など、経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めます。

■ 大規模な経済危機等への備え

リーマンショックや東日本大震災等の全国規模の危機時には、新たに創設した危機関連保証制度等により、迅速な金融支援に取り組みます。

改正・創設する主な保証制度について

○改正する主な保証制度

保証制度の名称	主な改正内容
創業関連保証	保証限度額を従来の 1,000 万円から 2,000 万円に拡大しました。
小口零細企業保証	保証限度額を従来の 1,250 万円から 2,000 万円に拡大しました。
経営安定関連保証（5号認定分）	平成 30 年 4 月 1 日以降当協会受付分について責任共有対象となりました。

○創設する保証制度

保証制度の名称	主な制度内容
危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機や災害等により経営の安定に支障をきたしている中小企業者の資金調達の支援。
特定経営承継関連保証	経営の承継にともない、中小企業者の代表者が株式等や事業資産等を取得する際に必要となる資金調達の支援。
事業承継サポート保証（持株承継）	事業承継計画に基づいて、持株会社が事業会社の株式を集約化する際に必要となる資金調達の支援。
自主廃業支援保証	自主的な廃業を選択する中小企業者について、そのために必要となる事業資金調達の支援。
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件により、経営者保証が不要となる保証制度。

※創設する保証制度の概要につきましては、別途「新着情報」に掲示される各保証制度の制度概要をご参照ください。